

固定資産税の特例措置について

下記に該当する償却資産をお持ちの方は固定資産税の特例措置があります。該当資産を所有している場合には、税務課資産税係までお問い合わせ下さい。

わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）における特例措置

（地方税法第349条の3・地方税法附則第15条・町税条例第61条の2・町税条例附則第10条の2）

特例の対象となる施設	特例割合	取得時期
家庭的保育事業等の用に供する資産	2分の1	平成30年度以後の課税～（無期限）
居宅訪問型保育事業に係る固定資産	2分の1	平成30年度以後の課税～（無期限）
事業所内保育事業に係る固定資産	2分の1	平成30年度以後の課税～（無期限）
汚水・廃液処理施設	2分の1	令和4年4月1日～令和6年3月31日
下水道除害施設	5分の4	令和4年4月1日～令和6年3月31日
認定事業者が取得した公共施設		
① 都市再生緊急整備地域	5分の3	令和5年4月1日～令和8年3月31日
② 特定都市再生緊急整備地域	2分の1	
再生可能エネルギー発電設備		
① 太陽光発電(認定外1,000Kw未満) 風力発電(認定20Kw以上) 地熱発電(認定1,000Kw未満) バイオマス発電 (認定10,000Kw以上20,000Kw未満)	3分の2	令和2年4月1日～令和6年3月31日
② 太陽光発電(認定外1,000Kw以上) 風力発電(認定20Kw未満) 水力発電(認定5,000Kw以上)	4分の3	
③ 水力発電(認定5,000Kw未満) 地熱発電(認定1,000Kw以上) バイオマス発電 (認定10,000Kw未満)	2分の1	
浸水防止用設備	3分の2	平成29年4月1日～令和8年3月31日
特定事業所内保育施設	2分の1	平成29年4月1日～令和6年3月31日
雨水貯留浸透施設	3分の1	令和3年11月1日～令和6年3月31日

※ 上記の取得時期以前に取得した資産についても特例の対象となる場合がありますので、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 下諏訪町 税務課 資産税係
電話：0266-27-1111（内線234）
mail：sisan@town.shimosuwa.lg.jp